

官民競争入札等監理委員会

第 63 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会

第 63 回官民競争入札等監理委員会 議事次第

日 時：平成 22 年 8 月 4 日（水）15:30～16:21

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 登記関連業務に係る措置に関する計画の改定（案）について
2. 実施要項（案）について
 - （1）登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）
3. 実績評価（案）について
 - （1）就労条件総合調査
 - （2）中央実習センター施設等管理・運營業務
 - （3）自動車検査用機械器具の保守管理業務
4. （独）中小企業基盤整備機構の中小企業大学校における企業向け研修に係る業務及び施設の運営等業務に係る措置に関する計画（案）について
5. 就労条件総合調査の民間競争入札に係る措置に関する計画（案）について
6. （独）統計センターの大規模周期調査の符号格付業務の検討状況について
7. 国民年金保険料収納事業における業務改善指示に係る報告

<出席者>

（委員）

落合委員長、本田委員長代理、逢見委員、小幡委員、樫谷委員、片山委員、小林委員、渡邊委員

（政府）

大塚副大臣

（事務局）

松山政策統括官、館事務局長、和田参事官、山西参事官、栗田参事官、廣瀬企画官

○落合委員長 それでは、定刻になりましたので、第 63 回官民競争入札等監理委員会を始めさせていただきます。

事務局において人事異動がございましたので、まず御紹介した上でごあいさつをお願いしたいと思いますが、佐久間事務局長の後任として、館事務局長が着任されたということで、それでは、一言ずつお願いいたします。

○佐久間前事務局長 お世話になりました、どうもありがとうございます。2年間でございましたが、引き続き委員の方にはよろしくお願い申し上げます。

○館事務局長 佐久間さんの後任でまいりました、館と申します。前職は内閣府の経済財政運営担当の審議官でございまして、逢見委員には企業再生支援機構の立ち上げで大変お世話になりました。また、国際経済関係で A P E C、そして、その他に景気対策等を担当してまいりました。

こういう分野は初めてでございまして、どうぞよろしくお願いいたします。

○落合委員長 それから、上野参事官の後任として、和田参事官が着任されております。一言お願いいたします。

○和田参事官 和田でございます。上野の後任で総括担当の参事官としてまいりました。直前は経済産業省中小企業庁の商業課長ということで、商店街関係をやっております、全く畑の違う分野からまいりました。

いろいろと御指導を賜ればと思います。よろしくお願いいたします。

(大塚副大臣入室)

○落合委員長 森丘参事官の後任として栗田参事官が着任されております。一言お願いいたします。

○栗田参事官 栗田と申します。前職は賞勲局というところで叙勲・褒章の審査をしておりました。

「市場化テスト」の業務は初めてでございまして、一日も早く慣れてお役に立てるよう、頑張っております。よろしくお願いいたします。

○落合委員長 あと、山谷企画官の後任として、廣瀬企画官が着任されております。一言お願いいたします。

○廣瀬企画官 廣瀬と申します。前職は内閣府の経済社会システムの企画官をしておりました。

よろしくお願いいたします。

○落合委員長 それでは、大塚副大臣がお見えになりましたので、まず大塚副大臣から、先般改定されました公共サービス改革基本方針に基づく、今後の公共サービス改革の取組みについて御説明がございまして、よろしくお願いいたします。

○大塚副大臣 皆様、お疲れ様でございます。遅参をいたしまして、恐縮でございました。

今、委員長からお話があったように、さきの委員会で私の方から、今回、公共サービス改革基本方針を全面的に改定させていただきたいというふうに御相談させていただきまして、基本的に御内諾をいただいたものということで、その後、検討を進めさせていただきました。委員の皆様方にも途中、御意見を頂戴したり、あるいは事務局の方から内容については確認させていただいたかと思いますが、既に閣議決定をして、発表させていただきましたけれども、改めて簡単に御報告させていただきたいと思います。

もう内容は御承知のとおりとは思いますが「目次」をお開きいただきますと、今回は5章の章立てになりまして、第4章、第5章が従来の基本方針を継続する部分になっております。それで、第1章から第3章までが今回、新たに加筆をさせていただいた部分であります。

第1章については、これまでの経緯と、政権交代に伴う今後の対応についての基本的な考え方を記させていただいております。

第2章は「目次」をごらんいただきますと、第1節から第4節にわたっております。

第1節については、これまで委員の皆様方にも、また事務局の皆さんにも大変貢献をしていただきました実績について整理をさせていただきました。

第2節には、その実績に関する評価をまとめさせていただき、第2節の2. では、当然、今後に向けた課題ということも整理させていただきました。

それで、第3節で今後の方向性、第4節で関係組織の責務と連携という形でまとめさせていただきました。

今後の方向性については、引き続き公共サービスの内容の向上に向けた取組みをしていただきたいということに加えまして、鳩山前総理の下で「新しい公共」ということが打ち出されましたので、公共サービス全体についてもそういう視点がこれから必要であるということを書かせていただいた上で、改革の視点ということで、公共サービスの基本方針、そして、第2節でまとめました課題に対する具体的方針を列挙させていただいたわけであります。

そして、第4節に入りまして、第4節では、そもそも国の行政機関等がそれぞれ、本来は自発的に、この公共サービス改革に取り組む責務があるということを書かせていただいた上で、特に「1. 国の行政機関等」の(6)、ページで言いますと12ページでございますが、2行だけですので簡単に朗読させていただきます。

「国の行政機関等は、監理委員会の運営、審議に積極的に協力しなければならない。また、監理委員会より勧告を受けた場合は、勧告に基づく措置を迅速に講じなければならない」。当然のことではあります、改めて明記させていただきました。

また(7)には、やはり公共サービス改革基本方針にのっとり、前向きに取り組んでいただける公務員の皆さんをきっちり処遇するということも大切なことではないかということで、人事評価についても書かせていただいております。

その上で、2. 以下は国の行政機関以外の、公共サービス改革を推進する立場の組織の責務を書かせていただきました。

まず、公共サービス改革推進室、当委員会の事務局でございますが、当事務局の基本的な立ち位置を書かせていただいた上で、13ページについては当委員会の立ち位置についても明記させていただきました。取り分け、14ページの(3)には勧告権について、やはりこれまでは行使されてきませんでしたけれども、もはや公共サービス改革の緊要性というものを持ったなしの状態であるという認識に基づいて、勧告権を適切に行使するということを書かせていただきました。

そして、最後に、その他の関係組織を列挙させていただいたのですが、実はこのその他の関係組織が、私も国会の一員として参議院の行政監視委員会などで議論をさせていただいておりますと、ば

らばらに公共サービス改革にこれまで取り組んできているという面がありますので、これらを有機的に関連付けていく必要があるということをお記させていただきました。

14 ページに列挙させていただいたものの中で（１）～（８）は、当然、議会が一番上でありまして、独立行政組織である会計検査院が次に来てという序列にさせていただきますが、衆参の委員会で公共サービス改革に関わるような指摘をされた事項は、本来は各役所、ないしは指摘をされた客体が、その委員会での議論を真摯に受け止めて直ちに改革に取り組むというのが当然の国権の最高機関に対する対応なのですけれども、経験上、これは与党野党関係なく、委員会で幾ら指摘をして、もっともであるという展開になっても、その場で、善処しますとか、今後努力しますという答弁を指摘された客体がするだけで、その後、何ら進展が見られないということが大変多々ございますので、やはり今後はそういうことのないようにしていくのが今回の究極的な目的であると思っております。

そのために、15 ページになりますが、今、（１）から（８）まで列挙させていただいたような、それぞれの議会・行政府等の公共サービス改革に向けた動きを有機的に統合し、そして、推進する立場にあるものが行政刷新会議であるというふうに定義づけをさせていただきました。

第３章につきましては、平成 22 年度の重点方針について整理させていただきました。

私からは以上でございますが、委員の皆様方からは、冒頭に申し上げましたように、事務局から御意見はお伺いさせていただいたと思っておりますが、完全に反映し切れたかどうか分からない面もございます。今回のこの内容については既に閣議決定されておりますので、御了承いただいた上で、また、これは来年に向けて新たな議論が、あるいは取組みがこれからスタートするわけでございますので、限られた時間ではございますが、御意見等がございましたら御指導を賜りたいと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

○落合委員長 ありがとうございます。それでは、何か御発言が委員の方からございますでしょうか。

よろしいですか。

（「はい」と声あり）

○落合委員長 それでは、本件はこれで終了とさせていただきたいと思っております。

○大塚副大臣 どうもありがとうございました。どうぞよろしく願いいたします。

○落合委員長 それでは、大塚副大臣はここで御退席ということですか。どうもありがとうございました。

（大塚副大臣退室）

○落合委員長 それでは、議事次第の方に戻りまして、最初の議題であります「1. 登記関連業務に係る措置に関する計画の改定（案）について」に入りたいと思っております。

まず、本計画（案）につきまして事務局の方から御説明をお願いいたします。

○事務局 御説明させていただきます。資料 1 をごらんください。

この登記関連業務に係る措置に関する計画につきましては、毎年度、当該年度に実施する入札に

ついて記載を加える改定を行っております。今年度も、今年度を実施する入札について記載を加えておまして、具体的には2～3ページ目に記載を追加しております。

「4. 平成22年度に実施する入札」につきましては、そこに書いてありますとおり、契約期間としては平成23年4月から平成25年3月までの2年間、対象箇所につきましては17ページから添付しております別紙4のとおり、入札単位が47、登記所の箇所数で言いますと299か所になっております。

今後につきましては、5. に書いてありますとおり、これまでに実施している箇所について、各法務局・地方法務局を一単位として、一括りにして実施することとしておまして、具体的には29ページ目、最後のページでございますけれども、これまでに実施してきました平成19年度からの入札対象箇所と22年度に実施する入札対象箇所をまとめて入札を実施するということになっております。

以上が措置に関する計画の改定箇所でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。それでは、何か御意見はございますでしょうか。

よろしければ、本計画（案）につきましては事務局の御説明があったとおりましたこととよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○落合委員長 それでは、異存がありませんようですので、了承とさせていただきます。

続きまして、実施要項（案）の関連であります。まず実施要項（案）について本委員会にて審議を行うことについて、この点はよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○落合委員長 それでは、これも異存がありませんので、審議に入りたいと思います。

法務省の登記簿等の公開に関する事務、これは乙号事務と言われているものであります。この実施要項（案）については入札監理小委員会でこれまで審議をしてきましたので、その審議の結果につきまして榎谷主査の方から御報告をお願いいたします。

○榎谷委員 入札監理小委員会の榎谷でございます。資料2-1と資料2-2でございますが、資料2-1に基づきまして御説明したいと思います。

法務省の登記簿等の公開に関する事務、乙号事務と言うものですが、これにつきましては、公共サービス改革基本方針、登記関連業務に係る措置に関する計画におきまして、平成23年4月から平成25年3月までの2年間の実施ということになっております。これに基づきまして、実施要項（案）を入札監理小委員会において審議いたしました。

まず「1. 公共サービスの内容及び確保されるべき公共サービスの質」ですが、実施要項の1～2ページにかけてでございます。

論点といたしまして、平成20～21年度開始事業の評価結果とか、平成22年度開始事業の実施状況などを踏まえまして、必要な検討がされているかどうかということについてチェックをいたしました。

対応でございますけれども、要求水準であります利用者アンケート調査の数値につきまして、平

成 20～21 年度開始事業のすべての対象登記所におきまして、80%以上が要求水準なのですが、それを大きく上回ったということから、80%以上ではなくて 85%以上に引き上げたということがございます。

もう一つは、実施要項に基づく改善指示を受けた民間事業者が速やかに対応しなかった事態が見られたことから、定めた期限までに必要な措置を講じなかった場合の減額措置について追加いたしました。

「2. 入札参加資格」は実施要項の 2～3 ページにかけてであります。

まず、論点といたしまして、平成 21 年度の落札結果等を踏まえまして、必要な検討がなされているかどうかということがございます。

対応といたしましては、平成 21 年度の入札におきまして低入札価格調査に応じなかった事案が発生いたしました。そういうことから、今年度の入札におきましては、落札者となりながら正当な理由なくして契約を締結しなかった者及び低入札価格調査に協力しなかった者につきましては、将来 2 年間、本事業の入札参加資格を付与しないということにいたしました。

2 ページでございますが「3. 落札者決定の評価基準」でございます。

論点といたしましては、平成 20～21 年度開始事業の評価結果と、平成 22 年度開始事業の実施状況等を踏まえまして、同じく必要な検討がされているかどうかということがございます。

対応といたしましては、事前研修が非常に重要でございますが、事前研修につきまして、ロールプレイング形式によるリハーサルの効果が高かったことから研修計画に加えるべきことを明記いたしました。また、十分な研修が行われるよう研修全般の内容の目安、これは最低限必要だと思われる内容でございますけれども、それを示していただくことにいたしました。

「4. その他」でございます。

これも同じように論点といたしましては、平成 20～21 年度開始事業、平成 22 年度開始事業の状況等を踏まえまして、過誤事案に係る分析及び対策につきまして、必要な検討がなされているかどうかということがございます。

対応でございますけれども、過誤事案の要因といたしましては、従事者の注意力不足とか、チェック体制の不備とか、端末操作や登記事務に関する知識の不足などが考えられます。

これらによる過誤の防止を行うために、事前研修を充実させるための見直しを行うこととしたほか、国におきまして「過誤事例集」を作成・配布いたしまして、過誤事案に係る分析・対策につきまして周知徹底を図っていただきました。

以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。それでは、樫谷主査から御報告がありましたとおり、本実施要項（案）につきまして本委員会として了承ということによろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○落合委員長 異存はありませんので、公共サービス改革法 14 条 5 項の定めによって付議されました実施要項（案）について、監理委員会としては異存はないということにいたします。

そうしますと、今度はお手元にあります議事次第の「3. 実績評価（案）について」という議題

に移りたいと思います。

これらの実績評価（案）につきましては、各省や法人からの実施状況報告に基づいて内閣府が案を作成し、入札監理小委員会で審議を行うという手順を進めてきたわけでありますが、本日は入札監理小委員会での審議結果を踏まえた実績評価（案）について御審議をいただきたいと思っております。

最初は、厚労省の就労条件総合調査についてであります。それでは、内閣府の方から御説明をお願いいたします。

○事務局 内閣府の方からまず1点、厚生労働省所管の就労条件総合調査についての評価につきまして御説明させていただきます。こちらの調査は、毎年6,200ほどの企業に対しまして調査票を郵送し、一部調査員が訪問いたしますが、基本的に郵送により調査票を回収する方法で実施している調査でございます。

民間委託につきましては、平成20年度に初めて実施いたしました。民間競争入札により1年間の事業ということで実施させていただきまして、今回評価させていただきますのは、平成21年度、平成22年度として、現在実施している事業の評価でございます。平成21年度の実施状況を踏まえて評価をさせていただいております。

資料の方は資料3ですけれども、最初の5ページまでが当方で作成した評価となっております。別添といたしまして、厚生労働省さんの方から報告がありました実施状況というような構成になってございます。

それでは、評価の内容をお話しさせていただきます。資料3を1枚おめくりいただきまして、3ページの2の「(1)対象公共サービスの質」というところから説明させていただきます。統計調査につきましては、調査票の回収率、有効回答率をサービスの質として設定させていただいております。

今回、表で整理させていただいておりますが、最初に「目標とする水準」と「上回ることとする水準」という2点を左側につくってございます。「目標とする水準」は、こちらを目指して調査票の回収をやっていただきたいといったもの。「上回ることとする水準」につきましては、最低限、これは確保してほしいということで設定されたものでございます。「上回ることとする水準」については、平成19年度の調査の実績値ということで設定させていただいております。

平成21年度の実施結果でございますが、こちらの「目標とする水準」には少し及びませんでした。「上回ることとする水準」、最低水準はクリアしているということで評価をさせていただいております。

表の右側に（参考）といたしまして平成20年度調査の結果を入れさせていただいております。平成20年度は1回目の民間競争入札により実施したものです。現在実施いただいている事業者と同じ事業者が落札されております。同じ事業者が実施した結果ということで参考に付けさせていただいております。こちらの平成20年度の結果を見ましても、それよりも平成21年度の結果が良いということで評価をさせていただいております。

（参考）のところでは、括弧書きの数字と裸の数字と、2段ございます。括弧書きの数字につきましては、平成20年度が初めての民間委託ということで、民間事業者さんからの要請等も踏まえ

まして、調査対象から調査拒否をされた客體、それから、5,000人以上の企業、回収率が余り思わしくなかったのですけれども、そちらの企業につきまして、厚生労働省さんの方から督促を実施しております。民間事業者さんが行った督促による実績としまして括弧のところの回収率を記載しています。厚生労働省さんの督促も踏まえた最終的な回収率が裸の数字となっております。

文書の方ですが、「(イ)評価」の方で、先ほど申し上げましたとおり、平成20年度調査の受託事業者と同様の者がやっているということで、平成21年度は、その実施状況を踏まえた工夫をいただいております。具体的には、調査協力を拒否した企業、それから、調査票の未回収が多かった5,000人以上の大規模な企業につきましては、まずは今まで協力依頼を文書、はがき等で行っていたんですけれども、事前にお電話をして協力依頼を行ったり、電話の督促の回数を2回から3回に増やすというようなところを踏まえまして、これほどの回収率を達成できたということになってございます。

特に5,000人以上の規模のところにつきましては、平成21年度の実績値を見ていただきますと、75.6%という数値になってございます。これは目標とする水準と比べても0.1ポイントの差でしかない。ほかのところを見ますと2~4ポイントぐらい差があるのですけれども、平成20年度の実施状況を踏まえ工夫いただいた結果、実現できたということで、高く評価をさせていただいたところがございます。

それから、4ページの後段の「(2)実施経費」でございます。2年間の契約といたしまして、4,200万円ということで契約されております。これは従来の実施に要した経費と比較しますと約82%となりまして、2年間で言いますと約930万円、1年間で言いますと約465万円の経費が削減されたということになってございます。

最後に、5ページ目の「3 評価のまとめ」でございます。

今、お話しさせていただきましたとおり、回収率、公共サービスの質の維持向上という観点、それから、経費削減という観点の双方が実現できた、良好な事業実施がなされたということで、次期事業におきましても、引き続き、民間競争入札を実施していただきたいと考えてございます。

ただし、実施に当たりましては、以下(1)~(3)という3点に御注意いただきながら実施をいただきたいということで整理をさせていただいております。

(1)でございますが、まず実施経験を踏まえた民間事業者の工夫を生かして、効率的な事業実施をこれからも図っていただきたいということで、契約期間の延長、現行は2年でございますが、それ以上の延長を検討していただきたい。

(2)が調査票の回収率向上という観点で、調査対象企業の性格、企業の規模であったり、前回の調査票の提出状況といったところを踏まえた協力依頼、督促の工夫ができますように「調査対象企業の情報」を、民間事業者の方に情報提供いただきたい。

(3)が、事業実績のない民間事業者におきましても、実施状況を踏まえた工夫、企画書の提案といったところが可能となりますように、実施要項の中において、今回御報告いただいた実施状況をしっかり情報開示いただきたい。

この3点を整理させていただきました。

以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。続きまして（２）にあります、自動車検査独立行政法人中央実習センター施設等管理・運營業務、それから、（３）にあります、自動車検査用機械器具の保守管理業務について、まとめて内閣府の方から説明をお願いいたします。

○事務局 実績評価の残りの２件は、国土交通省所管の自動車検査独立行政法人関係でございます。自動車検査独立行政法人は、道路運送法に基づく車検業務を行う独立行政法人です。

１件目ですが、資料４に基づき、中央実習センターの管理・運營業務の評価でございます。

まず「Ⅰ 事業の概要等」につきまして、１ページ目の中ほどの箱に基づいて御説明申し上げます。

業務の内容は、この独立行政法人が職員向けの内部の研修を行うための施設である中央実習センターの維持管理業務でございます。その具体的な内容は、厚生補導、点検等及び保守、清掃、施設警備、給食となっております。

契約期間は、平成 21 年度から平成 23 年度までの 2 年間となっております。

受託事業者は、記載のとおりです。

契約金額は、約 4,000 万円となっております、単年度当たり約 2,000 万円規模の事業となっております。

確保されるべき質と水準の設定状況でございますが、第 1 番目に、利用者の満足度をアンケートで聴取する。第 2 番目に、重大なトラブルによる提供の中断等の事故が発生しないこと。第 3 番目に、そこに列挙してございます業務についてしかるべく執行することが設定されております。

１ページ目の一番下に「２ 受託事業者決定の経緯」を記載してございますが、入札参加希望者は 2 者でございました。そのうち入札参加資格を有していたのは 1 者でございまして、予定価格の範囲内であったため、落札者となっております。

２ページで「Ⅱ 評価」でございます。

２番としまして、実施内容の評価の状況で、まず「（１）対象公共サービスの質」の「ア 利用者の満足度」の部分でございます。真ん中にアンケートの結果の表がございまして、数値目標、太枠線内の質問事項について 80%以上の「やや満足」以上の評価を得ることという基準に対しまして、いずれも結果はこれをクリアしております。

２ページ目の下の部分で「イ 品質の維持並びに厚生補導、点検等保守、清掃、施設警備及びその他運營業務」について、重大な事故の発生件数が 0 件であることということについても問題なく実施されているという状況でございます。

続きまして、３ページ目で、ウとしまして、実施要項に当初記載のなかった業務が事業者からの提案に基づき実施され、またゲリラ豪雨の際の対応が適切であるという状況でございまして、事業者の創意工夫が発揮されている状況であるというふうに評価可能であるという状況です。

「（２）実施経費」で、一番下のところをごらんいただきますと、削減率は対平成 20 年度比で 13.1%の削減に成功しており、これは評価可能な部分であるという状況でございます。

最後に「３ 評価のまとめ」でございます。

まず、当初設定された質や水準については、いずれも目標を達成していること。創意工夫が発揮されている状況であること。そして、13.1%の経費削減に成功していること。更に、これは検査法人の側におきまして、従来個別に発注していた業務を集約して、かつ2年間に1回の入札にできたため、契約事務が大幅に効率化されており、目標が達成されているというふうに評価可能な状況でございます。

(2) としまして、今後、本件を継続するに当たりましては、入札参加希望者が2者で、うち1者が資格を有していなかったという状況については改善をお願いしたいという状況でございます。次回の入札に当たっては、積極的な情報開示等が必要であるというふうに指摘をしたいと思います。

中央実習センターの管理・運營業務については、以上でございます。

引き続きまして、資料5に基づきまして、自動車検査用機械器具の保守管理業務の評価でございます。自動車検査用機械器具と申しますのは、自動車検査独立行政法人が車検を実施するために有している検査場に備え付けられている検査用の器具の保守管理を行う業務でございます。

「I 事業の概要等」について、資料5の1ページ目の中ほどの箱で御説明いたします。

業務の内容は、自動車検査独立行政法人が関東検査部管内に有している23の事務所に設置されている自動車検査用機械器具の保守管理でございます。保守管理業務の内容でございますが、これは検査機器の定期点検、検査機器の校正、重量計の定期検査の3つの業務が対象範囲となっております。

下に参考として記載してございますのは、最終的には入札が成立しませんでした第1回目・第2回目の入札時には、このほかに検査機器の修繕、検査機器関係の消耗品の供給という業務も対象範囲になっておりました経緯について記載しています。

契約期間は、入札手続が不調でずれ込んだために、1年10か月という変則的な期間となっております。

受託事業者は、記載のグループです。

契約金額につきましては、約1億円、9,800万円程度となっております。年間で約5,000万円程度の事業となっております。

2ページで、設定された水準の状況でございますが、定期点検、校正、それから、重量計の定期検査、いずれにつきましても、仕様書の業務内容を確実に履行することと、検査コースの閉鎖時間を最小限にとどめること。それから、個別事項としまして、業務ごとに、定期点検等に伴うコースの閉鎖時間が実績値を下回らないことというふうに設定されております。

2番目でございますが、本件は最終的に競争入札としては不成立になっておりまして、随意契約手続により契約が締結されて、事業が実施されております。その経緯が(1)で記載しております。

まず、平成20年11月から平成21年2月にかけて2回入札手続を行いました。1回目は入札参加資格を満たす者の参加がなく、第2回につきましては予定価格超過ということで、それぞれ不落となっております。検査法人において民間事業者にヒアリングを行った結果としまして、①としまして、応札者が少なくなった原因は、多くの事業者にとって、すべての業務、特に修繕業務に対

応する体制になかったことがあり、②としまして、応札金額が予定価格を上回った理由は、土日の対応の可能性、修繕及び消耗品供給の発生件数や内容の予測の困難性並びに、これらに伴いまして間接部門費も積み増しせざるを得ないということで価格が超過になったという状況であるということでございます。

「（２）検査法人の対応」で、①としまして、業務の範囲をまず縮小しております。②としまして、業務は原則平日に実施するということを明記してございます。それで、平成21年4月に再度入札公告を行いました。1者が応札しましたものの、金額は予定価格を超過しておりました。しかしながら、入札手続終了後に相対で交渉した結果、予定価格の範囲内で業務実施できるということになりました。そのため、契約が締結されております。

3ページ目から、評価の内容について御報告いたします。

3ページ目の上の部分にいろいろ記載してございますが、設定された目標はすべて達成されているという状況でございます。

（２）ですが、まず業務は確実に実施されておりますというのが前段の部分でございます。それで、検査法人からの報告によれば、創意工夫が発揮されているという状況であるという報告でございます。

「（３）実施経費」で、一番下の2行をごらんいただきますと、業務仕様が同等な時期と比較しますと、3.7%の削減になっているという状況でございます。

4ページ目で、IVの「1 評価の総括」といたしましては、質の達成状況は確実に実施されているというふうに評価可能でございます。実施経費についても、最終的には削減になっているという状況でございます。そして、契約事務につきましても、中央実習センターと同様に、大幅な契約事務の効率化につながったという状況でございます。

しかしながら、競争環境の確保という観点から見ますと、入札手続が不調になり、随意契約となっているので、次回の実施要項の設計に当たっては改善が必要であるというのが評価の総括でございます。

「2 今後の方針」といたしまして、継続に当たっては、以下の点を十分に御検討いただきたいという内容になっております。

（１）としまして、情報提供、意見交換としまして、民間事業者の声を各段階で十分に聴取していただいて、適切な実施要項を作成いただきたい。

（２）としまして、入札の発注規模で、現在、関東検査部管内全23か所を対象としておりますが、これが適切であるのかどうか。それから、契約期間についても、今回は2年間となっておりますが、より長期とすることによって新規参入を促すことはできないかなどの観点から、十分に御検討いただきたい。

（３）といたしまして、本件業務の実施に当たりまして、必要な機器につきまして十分な情報開示が必要ではないか。

（４）としまして、検査法人の施設を利用して実施事業者の事前研修が可能であるという説明がございましたので、そのことについてはしっかりと明示をしていただきたい。

最後に（５）としまして、複数の企業で構成されるグループで入札できる場合につきましては、これも競争環境の確保という観点から「単独の民間事業者ないしは当該グループより構成者が少ないグループでは業務の全てが担えない場合」にはっきりと限定していただくとともに、グループで応札される場合には、その理由について書面で提出を求めるという手続を設けることが必要ではないかということについて御検討いただきたいという内容でございます。

以上を御留意いただいて、次回の入札の際に改善いただきたいというのが今後の方針でございます。

以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。それでは、以上の３件でまとめて、何か御意見・御質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この実績評価（案）の内容で本委員会として異存はないということにしてよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○落合委員長 異存がありませんので、監理委員会として異存はないということにしたいと思いません。

そうしますと、今度は「４．（独）中小企業基盤整備機構の中小企業大学校における企業向け研修に係る業務及び施設の運営等業務に係る措置に関する計画（案）について」というもので、この件につきましては施設・研修等分科会において審議をさせていただいておりますので、その結果につきまして小幡主査の方から御報告をお願いいたします。

○小幡委員 それでは、平成 23 年度以降の中小企業大学校における研修事業及び施設の運営等業務の実施計画（案）でございますが、施設・研修等分科会において審議しましたので、その概要について私の方から御報告いたします。

この事業は、既に旭川校と直方校の２校が民間競争入札の対象となっているところですが、７月に改定いたしました基本方針に従って検討し、平成 23 年度から残る 7 校すべてを新たに民間競争入札の対象とする旨の申し出がございました。お手元の資料 6 が、その実施計画となります。

この中で、対象業務の範囲のうち、研修に関する事業について、基本的にはニーズの把握から企画募集、運営のすべてを民間に委託することといたしております。

ただ、従前から機構で実施しております経営管理者研修、経営後継者研修、工場管理者研修の 3 つの研修及び平成 23 年度から実施予定の政策要請研修というものについては、今後も機構自らで実施することといたしております。

と申しますのは、この経営管理者研修等の 3 つの研修につきましては、研修の特性上、定員割れ等赤字となるリスクが高い。それから、定員規模も小さく、ノウハウの蓄積、実施体制の確保が難しいといった理由から、現在委託している事業者や、今後参入の可能性のある事業者等からも実施困難であるとの意向が伝えられておまして、民間事業者の参入が期待しにくい状況であるということのようでございます。

それから、平成 23 年度から実施を予定しております政策要請研修というものも、政府の要請に対応して実施するもので、緊急の対応を要する場合が多いことを含めて、民間事業者の創意工夫の自由度がなく、あらかじめ要求水準、業務量を示すことが困難なものとなっているという理由がございませう。

そのため、これらについては自ら実施することになりますが、それ以外については残るすべての大大学校において民間競争入札を導入するということになります。民間事業者の参入が期待され、民間の創意工夫を生かせる範囲で民間競争入札を実施したいという申し出がございましたので、施設・研修等分科会としては了承するというにいたしました。

なお、先般実施された事業仕分けにおきまして、当該事業については事業の実施を各自治体・民間の判断に任せるという評価結果が出ております。現在、各自治体・民間の判断を仰いでいるところでございますので、その結果により、事業の廃止を含めた変更もあり得るという状況でございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの小幡主査からの御報告のとおり、了承ということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○落合委員長 異存がありませんので、これも同様に本委員会としても異存はないということにしたいと思います。

続きまして、今度は厚生労働省の就労条件総合調査の民間競争入札に係る措置に関する計画(案)でございます。この計画(案)につきましては統計調査分科会において審議を行ってまいったわけですが、その結果について前原主査あるいは野原副主査から御報告をお願いするところではありますけれども、本日はお二人とも御欠席でありますので、代わりに事務局の方から御報告をお願いいたします。

○山西参事官 事務局から説明させていただきます。資料 7 になりますけれども、就労条件総合調査に関する計画(案)で、この資料は厚生労働省のものでございます。

めぐっていただきまして、3 ページ目で(別添 1)とありますけれども、基本方針でどうなっていたのかでございますが、もともと平成 21 年 9 月から平成 23 年 3 月までの 1 年 7 か月間ということについては、公共サービス改革法に基づく入札が行われていた中で、今回問題になるのは平成 23 年度以降の事業に関する計画の策定でございます。

これは先ほど、実績評価ということであって、内閣府の方から説明させていただきましたけれども、就労条件総合調査に関する実績評価を入札監理小委員会で審議していただきました。これを受けた上で、この統計調査分科会の前原主査、そして、野原副主査の方で議論をしていただいて、御了承していただいた結論が 2 ページ目の 6 番の「(2) 契約期間」になりますけれども、要するに今後も実績評価を受けた上で継続ということで、平成 23 年 9 月から平成 26 年 3 月までの 2 年 7 か月間という期間で継続していくという結論になっております。

説明は以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局の御報告どおり、了承ということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○落合委員長 異存はありませんので、本委員会としても異存はないということにしたいと思います。

そうしますと、今度は「6. (独)統計センターの大規模周期調査の符号格付業務の検討状況について」ですが、これも統計調査分科会で検討してきたものでありますけれども、先ほどのように委員の方が御欠席ですので、同様に事務局の方から御報告をお願いいたします。

○山西参事官 事務局から資料8に基づいて説明させていただきますけれども、これも基本方針の内容が1. に付いております。これは統計センターが実施している符号格付業務のうち平成22年国勢調査における同業務について、平成22年中に結論を得ることが基本方針で書かれております。

これについて、分科会の方で統計センターを視察した上でいろいろ議論をしていただいたということなんですけれども、それが2. にございまして、これまで、この平成22年国勢調査の前のものでして実験的に、平成21年全国消費実態調査及び平成21年経済センサス基礎調査の2件について、民間委託を最低価格落札方式の一般競争入札でやっていたということがございます。

その上で、今回の結論ですけれども、この国勢調査に関する平成22年の業務についても、結論としては最低価格落札方式の一般競争入札にて実施することとしたいということが統計センターの方から意見が出てきて、これに対して分科会の方が了承したということになっております。

以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。それでは、事務局の御報告のとおり、了承ということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○落合委員長 異存がありませんので、本委員会としても異存がないということにいたします。

そうしますと、最後の議題となりますが「7. 国民年金保険料収納事業における業務改善指示に係る報告」ということで、これも事務局の方から御報告をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元に配付してあります資料9をごらんいただけますでしょうか。

日本年金機構の国民年金保険料収納事業に関しましては、これまでも入札監理小委員会や本委員会の場で御議論いただいたところですが、6月28日の本委員会で確定しました事業の実績評価におきまして、納付率の目標を達成しない年金事務所が増加する状況等を踏まえまして、事業実施体制の強化や戸別訪問の重視といった是正措置を求めたところです。

そして、今回、資料の1ページ目にありますように、日付は7月9日付ですが、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして、日本年金機構の方から受託事業者に対して業務改善指示を出した旨の通知が当委員会委員長あてにありましたので、報告させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目にありますものが「業務改善指示書」でありまして、

これも同日付で全国 11 地区の全受託事業者に対し出されたところです。

業務改善指示の内容ですが、そこに書いてありますように、戸別訪問の積極的な実施や電話による滞納者への接触率の向上等によりまして、第 3 期において、これは平成 22 年 5 月から平成 23 年 4 月までを指していますけれども、すべての年金事務所について、少なくとも最低水準を上回る実績を確保し、かつ、要求水準を達成することを実現するための業務改善計画書というものを策定しまして、8 月 9 日までに日本年金機構に提出することとされています。

業務改善計画書につきましては、別添 1 として 3～7 ページに付けております。

また、改善計画に基づいて、必要な体制の整備その他必要な対策を速やかに講じることとされているところです。

説明につきましては以上になります。

○落合委員長 ありがとうございます。何か御質問等はございますでしょうか。

報告事項ですので、特に御質問がなければ、これで報告事項も終了とさせていただきます。

そうしますと、予定しました議題はすべて終了ということでもありますので、第 63 回「官民競争入札等監理委員会」はこれで終了としたいと思います。

それでは、暑い中、御出席いただきまして、どうもありがとうございました。